

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	30 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	21 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年1月から41年3月までの期間及び44年4月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年1月から41年3月まで
② 昭和44年4月から50年5月まで
③ 平成15年3月から16年12月まで

私が20歳になったころ、当時、勤務していたA市内のB社の社長の勧めにより、国民年金に加入した。そのころ私は住み込みで働いており、社長の奥さんが加入手続を行ってくれ、保険料も支払ってくれていた。(申立期間①)

また、私は昭和43年10月に結婚し、その後は店を営む元妻と一緒に国民年金保険料を支払っていた。(申立期間②)

さらに、私は昭和59年から店を営み、毎月、午後4時から6時までの間にA市の女性職員が店に来て、手渡しで国民年金保険料を支払っていた。(申立期間③)

ねんきん特別便が自宅に送られ、支払っていたと思っていた期間の保険料が未納となっていることを知り、大変驚いた。絶対に支払っているはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の前後の任意加入被保険者の同番号払出日から、申立人は昭和41年10月ごろに加入したものと推認でき、この時点では申立期間の保険料は過年度納付が可能な期間である上、申立人が当時住み込みで働いていた勤務先の事業主の妻(申立期間の国民年金保険料をすべて納付済み。)は、「申立人は家族同様に住み込みで働いており、私が国民年金の加入手続を行って家族の分と一緒に

に保険料を集金人に支払っていた。支払っていなかった保険料についても、さかのぼって納付したように思う。」と供述しており、A市によると、「当時、嘱託推進員（集金人）は、被保険者から過年度保険料についても預かり、金融機関で納付の代行も行っていた。」としていることから、申立人の申立期間に係る保険料については、嘱託推進員を通じて過年度納付されたものと考えても不自然ではない。

申立期間②のうち、昭和44年4月から45年3月までの期間については、当時、国民年金保険料を納付していた申立人の元妻によると、「44年*月に長男を出産し、そのころから申立人の保険料を優先して納付していた。」と供述しているところ、C市の国民年金被保険者名簿によれば、基本台帳保険料納付状況欄に、申立人のみ「昭和44年度の納付月数『12』」と記載されていることが確認でき、上記の供述内容と一致している上、同市の国民年金関係届によれば、申立人及びその元妻は、44年10月11日にA市からC市に夫婦一緒に住所変更していることが確認できることから、当該期間の保険料を納付したものと考えるのは自然である。

一方、申立期間②のうち、昭和45年4月から50年5月までの期間については、C市の国民年金被保険者名簿によれば、基本台帳保険料納付状況欄において、申立人及び元妻は共に空欄で保険料の納付を確認することができない上、オンライン記録では、当時、保険料を納付していたとする申立人の元妻についても当該期間の保険料は未納となっており、申立人自身は、当該期間に係る保険料の納付について直接関与していないため、具体的な納付状況が不明である。

また、申立期間③については、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、保険料の収納事務が電算処理により行われていたことから、この当時における記録管理の信頼性は高いものと考えられる。

このほか、申立期間②のうち、昭和45年4月から50年5月までの期間及び申立期間③において、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年1月から41年3月までの期間及び44年4月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年4月から2年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年9月から63年12月まで
② 平成元年4月から2年12月まで

昭和61年9月ごろに市役所の支所で妻が手続を行い国民年金に加入した。保険料は3か月に1度の頻度で妻が集金人に支払っていた。その際、白地に青い文字の領収書をもらっていたことを覚えている。年金手帳は1冊所持している。申立期間に保険料が未納となっているのはおかしいので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は平成3年2月16日に払い出されていることが確認でき、このころに加入したものと推認されるところ、この時点では、申立期間を遡及^{そきゅう}して保険料を過年度納付することが可能な期間であり、申立期間の直前である元年1月、2月及び3月の保険料を3年2月28日に過年度納付していることが確認できる上、オンライン記録によれば、3年7月9日に納付書が発行されていることが確認できることから、申立人が申立期間の保険料を過年度納付しなかったとは考え難い。

また、当時、国民年金保険料の納付を担当していたとする申立人の妻は、申立期間②の前後を通じて付加保険料と併せて自身の保険料を納付済みであり、申立人の申立期間に係る保険料についても納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、市の国民年金保険料収滞納一覧表によると、

昭和 61 年度及び 62 年度において申立人の氏名は確認できず、申立人は申立期間に被保険者として登録されていなかったものと考えられる上、申立人の国民年金手帳記号番号払出日（平成 3 年 2 月 16 日）から推認される加入時期から判断すると、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間となり、当該期間に上記とは別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の同保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年 4 月から 2 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から57年3月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から57年3月まで

付加保険料の含まれていない納付書が送られてきたので、おかしいと思い、A市役所に問い合わせたところ、役所側の間違いで送ってしまったと言われた。あらためて付加保険料が含まれた納付書を書いてもらい、国民年金保険料を納付したにもかかわらず、付加保険料が納付となっていないことに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、申立期間を含む国民年金の加入期間の国民年金保険料はすべて納付済みである上、申立期間を除くすべての国民年金の加入期間について、付加保険料を含めて納付していることが確認できることから、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人が所持する国民年金手帳の付加保険料（制度創設当初は所得比例保険料）の申出欄を見ると、昭和48年11月7日に納付申出を行った記載は確認できるが、納付する者でなくなる申出を行った日の記載は確認できない。

さらに、特殊台帳によると、申立人は、昭和55年1月にA市へ住所異動した記録が記載されており、異動直後の同年1月から同年3月までの期間及び申立期間直後の期間の国民年金保険料は、付加保険料を含め納付されていたことが確認できる上、申立期間当時の申立人の住所地は同市のままであることを踏まえると、申立人が、申立期間の国民年金保険料について、付加保険料を含めた納付書の発行を受け、納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から同年3月まで

私の父親は、A職という仕事の関係で、役所等に出入りすることも多く、年金制度に対する理解も深かった。私に対しても、「将来、苦勞しないように年金のある企業に勤めるか、国民年金に加入するように。」と言っていたのを思い出す。申立期間は結婚前であり、その父親と同居し、再就職に向けて求職活動を行っていた時期であったので、国民年金の加入手続や保険料の納付については、私の父母が私に代わって行ってくれたと記憶している。

しかし、国からの通知により、思いもよらず、私の年金記録が途切れていることを知らされた。3か月という短い期間ではあるが、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は昭和46年11月に払い出されている上、市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、申立期間中の47年2月に国民年金被保険者資格を新規に取得していることが確認できることから、加入手続を行いながら、申立期間の3か月分の保険料を納付しなかったとは考え難い。また、当時、同居していた申立人の母親は、申立期間の前後において保険料を継続して納付しており、申立人の保険料についても納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

兵庫国民年金 事案 1707

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月

私は、私の所持する国民年金手帳の昭和41年10月の欄に、検認印が押されているにもかかわらず、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳の昭和41年度の国民年金印紙検認記録の昭和41年11月及び12月の欄には、当該月の保険料が納付されていることを示す同年11月22日付けの検認印が押されていることが確認でき、申立期間である同年10月の欄には、申立人が主張するとおり、同日に押印されたものと推認される検認印が、数回押された状況が確認できるところ、仮に、当該月の領収がなかったものの誤って押印した場合、その旨の記載を行うなど、適切な事務処理がなされるべきであるが、当該欄にはその旨の記載を確認することができないことから、当該月の国民年金保険料の納付はあったものとするのが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

兵庫厚生年金 事案 1934

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年2月26日から同年4月1日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（適用事業所名は、「A社」）における資格喪失日に係る記録を41年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年12月31日から36年7月1日まで
② 昭和41年2月26日から同年4月1日まで

私の夫は、C社（現在は、D社）に入社以来、定年まで継続して勤務した。途中、同社からA社に変わったが、給料から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、調査してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人が保管するD社発行の在籍証明書、退職金支給通知書及び同社の回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社B工場からE工場に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人が保管する昭和40年分市民税県民税特別徴収税額変更通知書及び昭和40年分の所得税の確定申告書並びに複数の元従業員の証言により、40年7月30日から申立人がA社E工場に勤務していたことが認められるところ、別の元従業員によると、同社の社会保険関係事務は各工場が行っていたと証言しており、オンライン記録によると、厚生年金保険の適用については、同社B工場において加入していることが確認できる。

また、A社E工場は、昭和41年4月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、複数の元同僚の被保険者記録及びその証言から、それまでの期間については開設準備期間のため、同社E工場は稼働していなかったと考えられ、申立人の厚生年金保険については、同社B工場で引き続き適用すべきであったと考えられる。

これらのことから判断すると、A社B工場における資格喪失日については、昭和41年4月1日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る昭和41年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に関する届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いため、行ったとは認められない。

- 2 申立期間①については、申立人が保管する申立人の略歴書（昭和38年作成と思われる。）等及び複数の元従業員の証言から、申立人はA社B工場勤務していたことが認められる。

しかし、申立期間①のうち、昭和35年12月31日から36年1月1日までの期間について、申立人が当委員会に提出した資料（31年から42年までの各年の総合所得、源泉所得税、社会保険料等の金額を項目ごとに記載したもので、A社の社名が記載された用紙を使用）に記載されている35年の社会保険料の金額は、当委員会が試算した同年分の社会保険料の金額と一致しない。

また、申立期間①のうち、昭和36年1月1日から同年7月1日までの期間については、申立人が委員会に提出した資料（A社が申立人に対して発行したと考えられる書面）により、同年1月から申立人の給料がA社から支給されていることが確認できるところ、当該資料には、同年の社会保険料の控除額の欄に「健康保険 7月より13,608」と記載されており、この金額は、同年分給与所得源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額と一致する上、申立人の同年分の社会保険料試算額の半年分とおおむね一致する。

さらに、A社の厚生年金保険の新規適用日は昭和36年7月1日であり、申立期間①は、同社が適用事業所となる前の期間である。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知りうる状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間①を含む昭和35年8月25日から36年8月25日までの期間、A社の代表取締役を務めていたことが確認できる。

仮に、申立期間①について、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることができたとしても、当該期間当時、申立人は、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成15年4月を19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 12 月 1 日から平成 19 年 5 月 1 日まで
私が勤務しているA社は、実際の給与よりも低い金額の報酬月額を社会保険事務所（当時）に届出し、その分の厚生年金保険料しか納付していない。
そのため、私はまともな金額の年金を受けることができないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成15年1月から19年4月までの期間については、申立人が所持する15年1月から19年4月までの期間における給料明細書によると、申立人は、当該期間のうち、15年4月について、A社が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額な保険料を給与から控除されており、控除された保険料額に基づく標準報酬月額は、当該期間に係る申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額より低いことが確認できる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給料明細書において確認

できる保険料控除額から、当該期間のうち、平成15年4月を19万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間のうち、平成15年4月について、給料明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が一致していないことから、事業主は、当該期間について、給料明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出たおらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う同年4月に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間のうち、昭和53年12月から平成14年12月までの期間については、申立人は当該期間の給料明細書を所持していない。

また、同僚の一人が提出した平成12年3月から8月までの期間及び同年12月の給料明細書や、元同僚の一人が提出した8年の源泉徴収票によっても、事業主が、社会保険事務所に届け出たこれらの者の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額な厚生年金保険料を、これらの者の給与から控除していることが確認できない。このため、事業主が、申立人の給与から、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和53年12月1日から平成15年3月までの期間及び同年5月から19年4月までの期間については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を9万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月28日

私のねんきん定期便を見ると、平成18年12月の賞与の記録が無かったので、会社に確認したところ、会社が届出を忘れていたことが判明した。賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳により、申立人は、申立期間に係る賞与から、平成18年12月28日は9万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を提出していなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和31年4月18日から32年4月30日までの期間については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年4月30日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和31年4月から同年9月までは7,000円、同年10月から32年3月までは8,000円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和32年4月30日から同年7月1日までの期間について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を同年4月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、昭和32年4月30日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月18日から32年7月1日まで

私は、昭和29年9月に手術を健康保険で受けた時、今後、保険の無い事業所には入社しないと決心した。その2年後の31年9月にC社で健康保険を使用し、手術を受けており、申立期間も健康保険があったので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によると、申立人は、A社において、昭和30年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、31年4月18日に同資格を喪失後、32年7月1日にB社において同資格を再度取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人と同様に、昭和31年4月18日にA社で被保険者資格を喪

失し、32年7月1日にB社で被保険者資格を取得した元従業員が申立人のほかにも12人確認できるところ、そのうち聞き取り調査のできた3人は、「A社とB社は事業主、所在地ともに同一であり、途中で名前が変わっただけである。申立期間当時、私も継続して勤務し、厚生年金保険料が控除されていたのに、厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。」と供述している上、そのうちの二人が、申立人が申立期間に勤務していたことを証言していることから、申立人が、申立期間において、A社及びB社で継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことがうかがえる。

- 2 申立期間のうち、昭和31年4月18日から32年4月30日までの期間については、オンライン記録によると、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した31年4月18日に、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている（全喪）ことが確認できる。

しかしながら、A社に係る事業所別記号番号台帳（被保険者数の増減表）によると、当該適用事業所で無くなったとする処理は、昭和32年4月に行われていることが確認できる上、当該事業所が適用事業所でなくなった日以降の31年9月15日に、二人が被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和31年9月15日付けで被保険者資格を取得した上記二人の資格喪失日は、資格取得日より前の同年4月18日と記録されている上、このほか同日付けで被保険者資格を喪失した被保険者が申立人を含め19人確認できるところ、これらの者の標準報酬適用年月日欄を見ると、そのうちの17人は、当該事業所が適用事業所でなくなった日より後の31年10月に定時決定したことを示す「31.10.1算」、残りの二人のうちの一については31年8月に月額変更したことを示す「31.8」の記載がそれぞれ確認できる（残りの一人は、31年4月以降に標準報酬月額の決定に係る記録なし）。

さらに、当該19人の備考欄には、被保険者証を返納したことを示す「証返納済」の押印が無く、健康保険被保険者証が社会保険事務所（当時）に返納されていることは確認できない。

加えて、元同僚の証言から、当該事業所が適用事業所でなくなった日（昭和31年4月18日）以降もA社は事業継続し、適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、社会保険事務所が適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和31年4月18日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該事業所が適用事業所でなくなった処理をされたとする32年4月末の同月30日とす

ることが妥当である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和31年4月から同年9月までは7,000円、同年10月から32年3月までは8,000円とすることが妥当である。

- 3 申立期間のうち、昭和32年4月30日から同年7月1日までの期間については、オンライン記録によると、B社の厚生年金保険の新規適用年月日は同年7月1日であり、当該期間は、同社が適用事業所となる前の期間であるが、商業登記簿謄本により、同社は31年12月11日に登記されていることが確認できる上、上記1のとおり、同年4月18日にA社において被保険者資格を喪失した19人のうち13人（申立人を含む。）が、同年7月1日にB社において同資格を取得していることが確認でき、元従業員の証言から当該期間中も事業継続していたことが認められることから、当該期間当時、同社は、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、昭和32年4月から同年6月までの標準報酬月額については、申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における同年7月の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は既に適用事業所でなくなっており、当時の事業主も既に死亡しているため、同保険料を納付したか否かについて確認することができないが、当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（事業所名称は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿による。現在は、B社が承継。）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和23年1月31日）及び資格取得日（同年4月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年1月31日から同年4月1日まで

私は、昭和22年8月1日に、A社C事業所に入社し、40年7月31日に退職するまで継続して勤務していた。所属していた組合の名称は、A社、D社等に変わっていったが、業務内容や勤務場所は、全く同じだった。

それにもかかわらず、昭和23年1月31日から同年3月31日までの期間の厚生年金保険加入記録が抜けていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、A社において昭和23年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同月31日に同資格を喪失後、同年4月1日に同社において再度同資格を取得しており、同年1月から同年3月までの申立期間の被保険者記録が無いことが確認できる。

しかし、B社が提出した資料によると、同社は、申立期間を含む昭和22年4月から24年12月まで、A社と称していた上、申立人が言うE社F事業所を兼ねていたことが確認でき、さらに、当該資料に記載されている23年2月当時の同社職員名簿に申立人の氏名が記載されている。

また、上記名簿により、申立期間において申立人と同じ課に勤務していたことが確認できる複数の元同僚は、「申立人は申立期間の前後を通じてA社に継

続して勤務しており、業務内容及び勤務形態の変更は無かった。申立期間において、私の仕事内容は申立人と同じであった。」と証言している上、これらの元同僚については、オンライン記録により、いずれも申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和22年12月及び23年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主における納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和23年1月から同年3月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和40年11月1日、資格喪失日に係る記録を41年1月1日とし、申立期間の標準報酬月額を、40年11月は3万6,000円、同年12月は2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月1日から41年1月1日まで

私は、昭和40年8月からA社に勤務し、B職をしていた。

同年11月に正社員となり、同月分の給与から厚生年金保険料が控除されるようになったが、同月とその翌月の年金記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているA社の給料支払明細書（昭和40年11月分及び同年12月分）により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額と当時の厚生年金保険料率から、昭和40年11月は3万6,000円、同年12月は2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が無いことから、申立人の年金記録が失われたことは考えられない上、社会保険事務所（当時）が、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても申立人の記録の処理を誤るとは考え難い。このため、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本店における資格取得日に係る記録を昭和27年4月1日、資格喪失日に係る記録を同年5月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から同年5月26日まで
昭和27年4月1日付けでA社が発行した辞令のとおりに入社している。
同年5月26日は支店配属になった日であり厚生年金保険被保険者資格の取得日としては誤りである。訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社が発行した辞令及び給与通知書、B社が保管する社員台帳の記録並びに申立人に係る雇用保険の加入記録から、申立人は、A社に昭和27年4月1日から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のC社D支店に係る昭和27年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、

社会保険事務所は、申立人に係る昭和 27 年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

兵庫国民年金 事案 1708

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から55年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から55年2月まで

私は、昭和46年9月に結婚したが、結婚以降国民年金保険料を継続して納めていないことに気が付いた。54年12月に夫のボーナス収入があったので、翌年の55年1月、正月が過ぎて落ち着いた20日前後ごろに、幼い子供二人を連れてA市役所B支所の窓口にて、未納だった国民年金保険料を全額支払った。雪の散らつく寒い寒い日だったことを覚えている。

その後、転居を何度もしたため、当時の領収書は残っていないが、役所を信頼して納めた保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、昭和55年1月に一括で納付したとしているところ、オンライン記録によると、申立期間については、申立人の夫は被用者年金制度(共済組合員等)の被保険者であることが確認できるため、申立人は国民年金の任意加入の対象者となり、制度上、さかのぼって国民年金に加入し、同保険料を納付することができない。

また、オンライン記録及びA市の記録によると、申立人の申立期間前後の国民年金被保険者の資格記録は共に一致していることが確認でき、行政側の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人は、一括して納付した場所をA市役所B支所であったと主張しているところ、A市によると、同支所において、国民年金保険料のうち過年度保険料等、国で取り扱う保険料は納付できなかったとしており、申立人の主張内容と相違する。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付してい

たことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から47年3月まで

昭和41年12月に出産のため会社を退職した後、婦人会の方からの勧めで、42年4月ごろに国民年金に加入した。加入後は、3か月ごとに婦人会の方が二人で保険料の集金に来てくれており、46年8月に夫の転勤に伴いA市に引越しをするまで、保険料を欠かさず納付してきた。また、同市へ転居後も保険料を納付していた。

年金記録を確認したところ、昭和42年4月から47年3月まで未納期間とされていたが、加入当初は、婦会の集金人に保険料を納めていたし、46年8月にA市へ転居した後、半年も保険料を納めていなかったとは考えられないので、第三者委員会へ申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年4月ごろに国民年金の加入手続を行い、加入後は婦会の集金人に保険料を納付していたとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は43年3月9日に払い出されていることが確認でき、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、同手帳は同年4月16日に発行されていることが確認できることから、申立人が加入手続を行ったとする時期と相違する。

また、B市によると、国民年金保険料の収納方法については、昭和46年度まで国民年金手帳を使用する印紙検認方式であったとしているところ、上記国民年金手帳によると、42年度から46年度までの国民年金印紙検認記録欄が空欄である上、同市の国民年金被保険者名簿によると、当該年度の検認記録欄は空欄であることが確認できることから、申立期間のうち、A市へ住所異動するまでの期間について、申立人がB市で現年度納付を行ったとは考え難い。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿によると、昭和46年8月9日にB市から転入した旨の記載があることから、このころに住所異動したものと推認できるところ、当該名簿の検認記録欄を見ると、47年4月から、再度、同市へ転出する49年12月までの期間は、収納日（納付開始は48年1月）が記載されているが、それ以前の期間は空欄となっていることが確認できることから、昭和46年度の国民年金保険料をA市において現年度納付した状況はうかがえない。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から41年3月まで

会社を退職し、家業の手伝いをしている時に、50歳ぐらいの男性が3か月又は6か月ごとに国民年金保険料の集金に来ていた。当初の保険料が100円だったことをよく覚えており、領収に際して国民年金手帳にシールのようなものを貼^はってくれていた。

ねんきん特別便が届き、国民年金保険料の未納期間があることを知った。

私は、会社を退職後、保険料をずっと支払っていた記憶があり、社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の直後の6か月だけが納付済み期間であるとの回答を受けた。保管していた国民年金手帳や領収書はすべて震災で焼失してしまったが、再度、私の年金記録を調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、昭和41年9月1日に払い出されていることが確認でき、このころに加入したものと推認されるところ、この時点において申立期間は過年度納付期間となり、申立人は申立期間の保険料を集金人に納付することはできない。

また、申立期間に係る国民年金の加入手続を行っていたとする申立人の母親は既に亡くなっている上、申立人自身は加入手続に直接関与していないため、申立期間に係る加入状況が不明であり、昭和39年ごろに申立人の母親が申立人に係る国民年金の加入手続を行い、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人と同居し、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている申立人の兄は、申立期間と同じ期間の保険料が未納と

なっている。

加えて、申立人及びその母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から54年10月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から54年10月まで

私がA市B地区に住んでいたところに、地域の世話役で国民年金保険料を集金していた女性の集金人から、「付加保険料という制度ができたので申込みをしてください。国民年金を受給する時に受け取る金額が月に8万円から9万円ほど得だから。」と言われ、勧められたので、その集金人に付加保険の加入手続を行ってもらった。その後、国民年金保険料と付加保険料と一緒に集金され、私が同市C地区に転居した後も、その集金人は集金に来ていたが、途中から、D銀行E支店の夫名義の口座から保険料引落に変更された。最近になって、付加保険料の記録があるのは、子供が大きくなってからの期間ということが分かり驚いた。子供が小学校の低学年の時に、集金人が付加保険料の手続をしてくれたはずなのにおかしい。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、地域の世話役であった女性の集金人の勧めにより、国民年金付加保険料の加入手続を行い、昭和46年1月から定額保険料と併せて付加保険料を納付していたと主張しているところ、A市が保管する昭和45年度及び46年度の国民年金保険料収滞納一覧表によると、申立人の納付記録は定額保険料のみとなっており、付加保険料の納付記録は確認できない。

また、国民年金被保険者原票においても、申立人の付加保険料は昭和54年11月から納付されていることが確認でき、その記載内容に不自然な点が見られないことから、申立期間に付加保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人によると、集金人に国民年金付加保険料の手続を行ってもらったと記憶する時期は、申立人の長女が小学校低学年であった昭和42年ごろから45年ごろであり、A市B地区に居住していた時期であったとしているところ、申立人の住所履歴から同住所に居住していたのは44年5月以前であることが確認できるが、付加保険料制度が45年10月に発足していることから、申立人の主張内容と一致しない。

加えて、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1712

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から47年3月まで

結婚してA市のアパートに入居していた時、妻の国民年金保険料を集めて来ていた集金人から国民年金への加入を勧められ、昭和46年1月ごろに加入した。その際、2年遡^{そきゅう}及して納付できると言われたので一括して納付した。

その後は妻の保険料と一緒に納付したはずなのに、A市在住時の記録が抜けている。その当時の領収書も年金手帳も無いが、妻の記録だけあって私の記録が無いというのは有り得ないことだと思う。詳しく調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B市が保管する国民年金手帳払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年6月11日に同市で払い出されていることが確認でき、同市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿の備考欄には、「洩^もれ 48.6.11」と記載されており、同市によると、これは申立人が同市内に転居した際に国民年金への適用洩れが判明したため適用したものであるとしており、申立人は、同時期に初めて国民年金に加入したものと推認されることから、一部の期間を除いて申立期間は時効により納付できない期間となる上、申立期間において別の同手帳記号番号が払い出された事情もうかがえない。

また、申立人の国民年金被保険者原票によると、A市に居住していた昭和47年度の国民年金保険料を昭和49年10月9日に過年度納付していることが確認でき、同市で現年度納付していたとする申立人の主張とは符合しない。

さらに、申立人は、A市に在住していた昭和46年1月に、申立人の妻の国民年金保険料を収納していた集金人を通じて国民年金に加入し、その際、43

年1月までさかのぼって保険料を納付し、年金手帳に印紙を貼付された^{ちょうふ}と主張しているが、46年1月に保険料を過年度納付したとすれば、当時の取扱いから43年4月までしか遡及することができない上、過年度保険料の納付に際して印紙が貼付されることはなかったことから、申立内容に関する申立人の記憶は曖昧^{あいまい}である。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から56年9月までの期間及び57年1月から平成3年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から56年9月まで
② 昭和57年1月から平成3年12月まで

私は、「ねんきん特別便」が届いたので、社会保険事務所(当時)に赴いて年金記録の照会をしたところ、申立期間①及び②の期間が未納となっていることが分かった。

昭和53年4月以降の国民年金保険料の納付については、夫婦一緒に口座振替により納付しているのに、申立期間①と②との間の期間(3か月)の納付があるにもかかわらず、申立期間①及び②を長期にわたって未納とされている記録は納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料は、夫婦共に口座振替で納付したとしているものの、口座振替の届出及び口座振替が開始された時期の具体的な記憶が無く、夫婦共に申立期間①及び②の同保険料を口座振替により納付したとする周辺事情はうかがえない。

また、特殊台帳によると、申立期間①及び②は夫婦共に未納となっていることが確認できる上、オンライン記録と一致していることから、金融機関で口座振替により納付された記録が、長期間(申立期間①は42月、申立期間②は120月)にわたり、行政側において夫婦共に漏れるとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、申立人が口座振替で納付したとしている主張以外に、保険料の納付があったことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から56年9月までの期間及び57年1月から平成3年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月から56年9月まで
② 昭和57年1月から平成3年12月まで

私は、「ねんきん特別便」が届いたので、社会保険事務所(当時)に赴いて年金記録の照会をしたところ、申立期間①及び②の期間が未納となっていることが分かった。

昭和53年4月以降の国民年金保険料の納付については、夫婦一緒に口座振替により納付しているのに、申立期間①と②との間の期間(3か月)の納付があるにもかかわらず、申立期間①及び②を長期にわたって未納とされている記録は納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料は、夫婦共に口座振替で納付したとしているものの、口座振替の届出及び口座振替が開始された時期の具体的な記憶が無く、夫婦共に申立期間①及び②の同保険料を口座振替により納付したとする周辺事情はうかがえない。

また、特殊台帳によると、申立期間①及び②は夫婦共に未納となっていることが確認できる上、オンライン記録と一致していることから、金融機関で口座振替により納付された記録が、長期間(申立期間①は42月、申立期間②は120月)にわたり、行政側において夫婦共に漏れるとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、申立人が口座振替で納付したとしている主張以外に、保険料の納付があったことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成2年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成2年2月まで

私は、昭和61年*月に60歳となり、いったん国民年金の保険料納付を終了していたが、そのころにA市役所の職員から65歳まで任意で加入することができる^{と聞き}、加入を勧められたので、同市役所で加入の申出を行い、その後、平成2年2月までB銀行C支店で納付書により保険料を納付した。

申立期間の納付記録が無いのはおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、60歳となった昭和61年*月ごろにA市役所の職員から65歳まで国民年金に任意で加入することができる^{と聞き}、加入の申出を行い、同年4月から納付書で保険料を納付したと主張しているが、申立人が国民年金被保険者資格を再取得したとする記憶は曖昧である上、このころに同被保険者資格を再取得したことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が昭和61年4月ごろに国民年金の加入手続を行い、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことは確認できない上、申立期間については、申立人が60歳以上になっていることから、制度上、任意加入期間となり、国民年金被保険者資格を再取得しなければ未加入期間となるため、当該期間に納付書が発行されたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1716

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から42年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から42年2月まで

申立期間の保険料を、さかのぼって納めることができるとA市の年金係に勤めていた娘(次女)に聞き、年金がもらえる年数が足りなかったため、市役所か社会保険事務所(当時)で納付書を作ってもらい、娘に納付してもらった。納付した金額は1万1,700円ぐらいで、A市役所内の銀行で納めたが、場所ははっきり記憶に無い。

当時の年金手帳には、確実に領収書を貼っていたが、地震の時に紛失してしまった。納付していたことは間違いのないのに、納付期間とされておらず納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料を昭和45年秋から47年ごろの間に、第1回特例納付により納付したとしているところ、特殊台帳によると、申立人は、36年4月から37年8月までの期間の保険料を、50年10月及び同年12月の二回に分けて第2回特例納付により納付していることが確認できるが、申立期間に係る特例納付の記録は確認できない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は昭和42年5月11日に払い出されており、オンライン記録によると、申立人は、同年3月31日に国民年金の強制加入被保険者として資格取得していることが確認できるところ、申立期間は未加入期間と記録されている。

さらに、被用者年金制度の加入者の配偶者は、国民年金の任意加入の対象者となること、オンライン記録によると、申立人の夫は、申立期間のうち昭和40年2月から42年2月までの期間は厚生年金保険の被保険者であることが確

認できることから、申立期間の大部分は、国民年金の任意加入の対象期間となり、上記払出し時点において、申立人は、制度上、さかのぼって国民年金に任意加入し、保険料を納付することができない上、任意加入期間は特例納付により国民年金保険料を一括納付することもできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1941 (事案 243 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 4 月 21 日から同年 6 月 16 日まで
② 昭和 27 年 6 月 14 日から 36 年 11 月 8 日まで

A社に在職していた時は、コンクールに出場して入賞するなど、充実していた時だったので、当時のことを克明に記憶している。

同社から退職金をもらったことは覚えているが、B社での厚生年金保険被保険者期間と合わせて脱退手当金を受け取った記憶は全く無く、納得できない。私は、A社を退職して間もなく国民年金に加入しており、脱退手当金を受給することは考えられないので、より詳細な調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が申立期間②において勤務していたA社においては、申立人を含め退職者の脱退手当金について、事業主による代理請求が行われていたものと考えられること、ii) 申立期間の脱退手当金については、支給決定に至る一連の事務処理に不自然さやうかがえないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあつせんは行わないとの判断を行った旨、平成 20 年 11 月 26 日付けで通知が行われている。

今回、申立人は、事業主による代理請求について全く記憶していない上、A社退職後、すみやかに国民年金に加入したのは将来の年金を意識していたからであり、脱退手当金を受給していないとして再度申し立てている。

しかしながら、今回、調査対象を広げ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人とほぼ同時期に同社で被保険者資格を取得し、申立人の資格喪失日の前後約 4 年以内に資格喪失した女性被保険者 20 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、17 人に脱退手当金の支給の記録が確認で

き、そのうち13人（申立人を含む。）について資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、申立人とほぼ同時期に当該事業所を退職した元同僚3人は、「会社で請求手続きをしてもらい受給した。」と証言していることから、当該事業所においては事業主による代理請求がなされていた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、昭和36年12月16日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されており、申立人がA社を退職した後、すみやかに脱退手当金の請求が行われたことがうかがえる。

さらに、申立期間の脱退手当金については、申立人が勤務していたB社及びA社に係る被保険者期間のすべてが脱退手当金の計算の基礎とされており、請求漏れが無い上、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいふことがない。

これらのことから、当該主張のみをもって、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情があったとは認められない。そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 11 月 1 日から 37 年 12 月 1 日まで

私は、申立期間にA社で勤務し、給与から厚生年金保険料、健康保険料、雇用保険料を控除されており、健康保険証も貰っていたのに、ねんきん特別便で確認したところ、申立期間の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の供述及び元同僚の証言から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録において、申立人が申立期間の従前の事業所であるB社C事業所から引き続き一緒に勤務したと供述している元同僚二人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、A社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できず、所在地を管轄する法務局に、同社の商業登記簿は無い。

また、申立人が申立期間直後に勤務したと供述している事業所であるD社において、同社が厚生年金保険の適用を受けた昭和 37 年 12 月 1 日から勤務したとする元同僚は、「私は、A社に勤務していた先輩から当時の状況をよく聞いていた。」として、同社で勤務していたとする申立人を含む 10 人の勤務実態及び担当業務等を詳細に証言しているところ、当該 10 人全員の申立期間における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、事業主は既に死亡しており、事業主の親族は、「申立期間に私の厚生年金保険の記録も無い。当該事業所は個人事業だったような記憶があり、保険料も控除されていなかったように思う。」と供述している。

加えて、B社C事業所、A社及びD社において経理を担当した一人は、「当時の資料等はない。随分昔のことであり当時の状況はもう詳しくは覚えていな

い。」と証言していることから、申立人の当時の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することもできない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
昭和 49 年 4 月 1 日から A 社に常勤職員として勤務した 4 か月の年金記録が空白である。当時の上司と前任職員の当該会社での年金記録は確認できる。調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

B 健康保険組合から提出された在職証明書によると、申立人は、A 社に昭和 49 年 4 月 1 日から同年 7 月 31 日まで常勤勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人の前任職員の A 社における勤務期間については、C 社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる上、申立人の後任職員の同社における勤務期間については、D 社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

しかしながら、B 健康保険組合は、「人事記録によると、申立人の前任職員は一般職であり、申立人と後任職員は嘱託職であったことが確認できる。前任職員は厚生年金保険に加入しており、申立人及び後任職員は、同保険に加入していなかったことから、一般職は同保険に加入し、嘱託職は同保険に加入していなかったと推測される。」と回答している。

また、D 社は、「D 社が保管している人事記録によると、申立人の後任職員が A 社に嘱託職として勤務した期間においては、D 社における在籍が確認できるところ、申立人の A 社勤務期間については、D 社に在籍させるべきであったが、誤って昭和 49 年 3 月 30 日付けで退職扱いとしたことが確認できる。」と回答している。

さらに、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の氏名は無く、当該事業所の健康保険記号番号順索引簿によると、申立期間

において整理番号に欠番等は無い。これらのことから判断すると、申立人については、嘱託職として勤務していたA社の期間についても、本来、D社で厚生年金保険を継続させていなければいけなかったところ、誤って資格喪失の届け出がなされ、その結果、申立期間については、両社のどちらにおいても厚生年金保険の被保険者資格が無く、保険料も控除していなかったと推認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1944

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 1 月 9 日から同年 4 月 9 日まで

私は、昭和 36 年 1 月 9 日から同年 4 月 9 日まで A 社で B 職として勤務していたが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、時期は特定できないものの、申立人が B 職として A 社で勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 31 年 11 月 1 日から申立期間終期後の 36 年 10 月 1 日までに厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、かつ住所が判明した 17 人に文書照会したところ、9 人から回答があり、そのうち、自身の入社日を記憶しているとする元 B 職 3 人が、「入社と同時ではなく、長期間（6 か月、2 年及び 3 年）経過してから厚生年金保険被保険者資格を取得した。」旨回答している。

これらのことから判断すると、A 社では、当時、必ずしも B 職を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、A 社の当時の事業主は既に死亡している上、当時同社において社会保険関係の事務を行っていたとする元従業員は、文書照会に対し、「当時の状況を思い出すことができない。」と回答しており、申立人の当時の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無い上、文書照会に対し回答があった上記の元従業員 9 人からも、厚生年金保険に加入する前の期間において給与から

厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 6 月から 31 年 6 月まで

私は、昭和 30 年 6 月ごろに A 社（現在は、B 社）に入社したのに、厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和 31 年 7 月 10 日になっており、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間について A 社に継続して勤務していた。」と主張しているところ、元従業員の証言により、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社は、「A 社に係る資料は、昭和 39 年以降のものしか残っていないため、申立期間当時の状況は不明である。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者資格を取得している元従業員 31 人及び申立人が記憶する元同僚 6 人の合計 37 人のうち、連絡先の判明した 20 人に対して申立人の勤務実態について文書により照会した結果、18 人から回答があり、そのうち 10 人からは申立人を記憶している旨の証言は得られたものの、申立人が申立期間に同社に在籍していたことについて具体的な証言を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 25 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 37 年 6 月 1 日から 39 年 2 月 12 日まで
③ 昭和 39 年 2 月 12 日から同年 6 月 21 日まで
④ 昭和 39 年 7 月 16 日から 40 年 1 月 7 日まで
⑤ 昭和 40 年 1 月 11 日から同年 10 月 1 日まで

A社を退職後、数か月間寝たきりの生活を送り、昭和 41 年*月に実家で長男を出産し、同年 10 月に、夫の母親が生活する B 市へ引っ越した。脱退手当金の請求方法すら知らなかった上、もし、退職時に請求していたとしても、支給までに約 11 か月間もかかっており不自然である。当時は銀行、郵便局との取引もなく、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る厚生年金保険被保険者記録において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日前後 1 年以内に当該事業所を退職し、かつ、脱退手当金の受給要件を満たす申立人を含む女性 16 人のうち、1 年以内に再就職したことが確認できる者を除く 8 人について調査したところ、申立人を含む 4 人に脱退手当金の支給記録が確認できる上、元従業員の一人が、「退職時に総務の担当者から、脱退手当金の受給について聞かれた記憶があり、脱退手当金を受給した。」と証言していることから、当該事業所においては、事業主による脱退手当金の代理請求が行われていたことがうかがえる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には脱退

手当金を支給したことを示す「脱」の表示が確認でき、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間の脱退手当金は、A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約11か月後の昭和41年8月20日に支給決定されているものの、計算の対象となる被保険者期間に係る事業所が5事業所、当該事業所を管轄する社会保険事務所(当時)は3事務所に渡ることから、それらにおける被保険者期間の確認等に時間を要したことなどが考えられることを踏まえると、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ、ほかに申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1947

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年10月から31年2月1日まで

私は、昭和30年10月にA町にあったB社(当時)に入社し、翌年3月下旬ごろまでの約半年間勤務したのに、同社での厚生年金保険被保険者記録が1か月しかないのは納得できないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社に昭和30年の夏に入社したとする元同僚一人(資格取得日は30年9月25日)が、「申立人は、私より2か月から3か月後に入社してきた。」と証言しており、入社時期は特定できないが、申立人が申立期間ごろから勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、「入社時は正職員ではなく、アルバイトの雇用形態であり、試用期間もあったと思う。昭和31年2月から厚生年金保険に加入しているが、会社から正社員にする旨言われた記憶も無く、厚生年金保険料を給与から控除されていたかどうか覚えていない。」と供述しているところ、元同僚の一人は、「入社して1か月から2か月の試用期間があったと思う。私は、試用期間が終わった後に厚生年金に加入した。」と証言している上、申立人と同一日に被保険者資格を取得した元従業員二人は共に、「半年以上勤めたのに厚生年金保険被保険者記録は1か月しかない。」と証言している。

また、別の元従業員は、「新入社員、特にC担当者には試用期間があった。」と証言している。

これらのことから判断すると、B社では、すべての従業員について、必ずしも入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなく、雇用形態により入社してから一定期間経過後、加入させていた場合もあったと考えられる。

また、B社及び昭和44年に同社と合併したD社は、既に廃業しており、同

社から営業譲渡を受けたE社も、「B社及びD社に係る人事記録などの資料は引き継いでいない。」と回答している上、B社の当時の事業主及び事務担当者と思われる元従業員と連絡がとれず、申立期間当時の申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年8月10日から32年3月1日まで

私は、昭和27年6月から38年9月まで、途切れることなく、A社で勤務したにもかかわらず、31年8月10日から32年2月28日までの期間だけは、厚生年金保険の加入記録が無い。

当時、病気で、入院加療中であつたと思われるが、会社が厚生年金保険料を納付していたはずであり、年金記録が欠落しているのは社会保険事務所（当時）の事務処理の誤りであるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和27年6月にA社に入社して間もなく結核にかか^かったが、会社が厚生年金保険料を納付していた。」と主張しているところ、複数の元同僚の証言により、申立人が結核により長期間休職していたことが推認できるものの、オンライン記録により、申立人と同じ32年3月1日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる元同僚は、「私が入社した32年3月ごろに、申立人は復職した。」と証言していることから判断すると、A社は、申立人の復職に伴い、32年3月1日に申立人に係る同資格の再取得の手続きを行っており、申立人は、申立期間においては厚生年金保険に加入していなかったと考えられる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）のいずれにおいても、申立人は、同社において昭和27年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、31年8月10日に同資格を喪失後、32年3月1日に再度同資格を取得していることが確認できる上、当該

名簿及び台帳の記録に不自然な点は見当たらない。

加えて、申立期間当時の代表取締役は既に死亡している上、申立期間当時の事務担当者も当時の状況について聞き取りができる状態ではないため、申立人の勤務実態及び当時の厚生年金保険加入状況について確認することができない。

なお、申立人は、「申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いのは社会保険事務所が事務処理を誤ったためである。」と主張し、考えられる原因として、「私の治療に適用されていた制度が療養の給付から医療扶助に移行した際に、事務処理の誤りが生じたのではないか。」と主張している。

このことについては、B市は、「申立人は、昭和30年10月2日から医療扶助を受給していることが確認できる。」としており、医療扶助の受給開始は申立期間より前の時期であるため、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことの原因が、医療扶助への移行時の事務処理誤りによるものであるとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1949

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年ごろから 53 年ごろまで

私は、昭和 50 年ごろから 53 年ごろまで、A 市にある B 社で C 職として勤めていた。朝 8 時から夜 7 時ぐらいまで、時には 10 時か 11 時になることもあった。給与から厚生年金保険料が控除されており、その被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 50 年ごろから 53 年ごろまでの期間、B 社で勤務していた。」と主張している。

また、申立期間において、B 社に係る厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員のうち 5 人が「申立人は同社に勤務していた。」と証言しており、このうち 3 人は「申立人は 2 年程度勤務していた。」と証言し、残りの二人は「申立人の勤務期間は短期間だった。」と証言しているところ、雇用保険の記録によると、申立人が B 社において昭和 53 年 6 月 12 日に被保険者資格を取得し同年 10 月 17 日に離職したことが確認できることから、少なくとも申立期間のうち同年 6 月 12 日から同年 10 月 17 日までの期間については、申立人が同社において勤務していたことが確認できる。

しかしながら、現在の事業主は、「申立期間当時の資料も残っておらず、厚生年金保険の届出等の状況は不明である。」と回答している上、申立期間当時の事業主及び事務担当者は既に死亡していることから、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

また、B 社において、申立期間当時、申立人と同様、C 職をしていた複数の元従業員は、「同社では、当時、C 職は人の出入りが多く、入社後すぐには厚生年金保険に加入していなかった。」と証言しており、また、当該事業所にお

ける勤務期間と厚生年金保険の被保険者記録が一致しないと証言している。

これらのことから判断すると、B社は、必ずしもすべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票にも、申立人の被保険者記録は見当たらず、健康保険の番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点も見当たらない上、同社が加入しているD厚生年金基金にも、申立人の加入記録は見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1950 (事案 317 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険（当時は、労働者年金保険）の被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から19年6月1日まで

昭和16年4月1日にA社に入社し、20年8月の終戦まで同社に勤務していたにもかかわらず、18年4月1日から19年6月1日までの厚生年金保険の被保険者期間が無いことに納得できない。勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間に係る申立てについては、申立人は、昭和18年4月から、「B」の部署に配属され、その後、C市からD市方面の工場に異動したと主張しているが、i) 勤務実態について明確な記憶が無いこと、ii) Bの部署に配属された当時の勤務実態について、申立人は事務職であったとしており、申立人と研修の同期生で、同時期にE関係の部署に配属されたとする元同僚4人についても、申立人と同様に申立期間の被保険者記録が無いことから、申立人は、当時、労働者年金保険の被保険者となることができない事務職であったと考えられること等を理由として、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成21年1月7日付けで通知が行われている。

2 今回、申立人は、委員会の判断の理由で挙げられている「申立人と研修の同期生で同時期にB関係の部署に配属されたとする元同僚4人」は、自分と同じ部署ではなかったこと、申立期間の業務内容について、事務職ではなく現場で勤務していたとして、再度申立てを行っている。

しかしながら、申立人は、申立期間当時、現場で一緒に勤務した同僚の氏名を記憶していない上、今回、申立人が同級生及びA社内の部活動で一緒だ

った元同僚として名前を挙げた5人(このうちオンライン記録において氏名が一致するのは二人)のうち、3人は既に死亡、1人は連絡先不明であり、残る一人に照会文書を送付したものの、回答が得られず、申立人の当時の状況を確認することができない。

このため、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同様、昭和19年6月に同社で被保険者資格を再取得した前後に氏名のある、申立人と同学年の従業員のうち、5人に対して当時の勤務状況を聞き取り調査したところ、5人全員が終戦まで同社に在籍していたとしているが、申立人と同様、労働者年金保険法が施行された17年6月1日から18年4月1日までの期間については、同社に係る厚生年金保険被保険者記録があるものの、同年4月1日から厚生年金保険法施行時までの期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無い上、5人全員が、申立期間当時、労働者年金保険法の適用除外であるE課・F課に所属していたと証言している。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月 31 日から 50 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 10 月 1 日に A 社（現在は、B 社）C 支店に入社後、社命により同社に在籍したままグループ会社として D 社を開設し、同社の代表取締役役に就任したが、その期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。

私と同様に A 社に在籍したまま、グループ会社として E 所を開設した同僚の記録はつながっているのに、私の記録に空白があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間について、A 社に継続して勤務していた。」と主張しているところ、複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間について、同社のグループ会社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社は、「当社が保管する申立人の社員カードによると、入社日は確認できるが、退社日は記載が無く確認できない。また、社会保険に関する関係書類は昭和 49 年 4 月 1 日以降のものしか残っていないが、同年度に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬決定通知書の中には申立人の氏名は確認できない。」と回答している。

また、申立人と同様に A 社に在籍したままグループ会社の代表取締役として E 所を開設したとする元同僚は、「E 所を開設した時には従業員が少なく事業所として厚生年金保険に加入することができなかった。そのため、事業所が加入できるようになるまでの間は本社に頼んで本社の厚生年金保険に加入させてもらっていた。」と証言している。

さらに、オンライン記録によると、申立人が E 所を開設した後に申立人と同様に A 社のグループ会社として E 所を開設したとする元同僚二人の被保険者記録については、申立人と同様に A 社の資格喪失日から、それぞれのグループ

会社のE所に係る厚生年金保険の新規適用日までの間は厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、二人は共に、「E所を開設したときには従業員が少なく、厚生年金保険には加入していなかった。」と証言している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和49年3月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同名簿の申立人の欄には健康保険証を返納したことを示す「証返」の記載が確認できる上、当該名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から 39 年 3 月 31 日まで
② 昭和 39 年 4 月から 40 年 4 月まで

私は、昭和 38 年 4 月 1 日から 39 年 3 月末まで A 社に勤務し、その後、同年 4 月から 40 年 4 月まで叔父が経営する B 社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が全く無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A社に継続して勤務し、同社の寮に入居していた。」と主張しているところ、同社の寮で寮長をしていたとする元従業員は、「申立人は寮に入居し、同社に勤務していた。」と証言していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間①当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和 37 年 6 月から申立期間①を含む 39 年 3 月 31 日までの期間に同社において被保険者資格を有する元従業員 21 人を把握し、聞き取りを行った結果、そのうちの二人は、「申立人が勤務していたことは覚えているが、勤務期間については分からない。」と証言している上、残る 19 人は、「申立人を記憶していない。」と証言しており、申立人の勤務実態について具体的な証言を得ることができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間①に同社において被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無く、当該名簿の記録に不自然な

点は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「B社に継続して勤務していた。」と主張しているところ、同社で昭和39年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している元同僚は、「私が同年1月に入社した時には申立人は既に勤務しており、私がC市で仕事をしていた40年ごろに申立人は退職したと思う。」と証言していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間②当時の事業主の親族は、「事業所は既に廃業しており、資料も残っておらず、当時の事業主及び事務担当者は既に亡くなっている。」と証言しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間②に同社において被保険者資格を有する元従業員は8人確認できるが、連絡先が判明した二人に聞き取りを行ったところ、「申立人が同社に勤務していたことは記憶しているが、厚生年金保険の加入等については分からない。」と証言している。

さらに、オンライン記録によると、B社は、昭和39年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②のうち、同年4月から同年11月30日までは適用事業所となる前の期間である。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間②に同社において被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無く、当該名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年9月1日から21年4月5日まで
② 昭和22年5月25日から23年6月10日まで
③ 昭和23年9月30日から24年2月1日まで

私は、昭和16年からA市内のB事業所で勤務し始めた。B事業所は、20年3月の空襲により焼失したためC市に疎開し、その後、私の勤務先は、D社(21年2月3日から、E社)等に変わっていったが、私は、徴用によりF社で勤務していた16年4月から20年8月までの期間を除き、32年10月に退職するまで、これらの事業所で継続して勤務していた。

しかし、私の厚生年金保険の加入記録は、事業所が空襲により焼失した昭和20年3月でいったん途切れ(申立期間①)、また、その後復活した後も二つの空白期間(申立期間②及び③)があるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚が、「申立人は、昭和20年10月ごろからずっとD社でG職として勤務していた。」と証言していることから、申立人が、申立期間①の一部、②及び③において、同社又はE社で勤務していたことは推認できる。

しかし、D社又はE社に勤務していた元同僚14人に聴取したところ、勤務期間を記憶していない者等4人を除く10人が、「勤務していた期間と厚生年金保険の加入期間の記録が一致しない。」と回答しており、複数の元同僚の厚生年金保険被保険者記録について申立人と同様に被保険者期間に欠落がみられ、多くの従業員について一時期、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させていたことがうかがえる。

また、申立期間①については、関係者の証言等から、A市のB事業所からC

市のD社に異動したことがうかがえる元従業員6人についても、オンライン記録によると、申立人と同様に昭和21年4月5日（申立期間①の終期）にD社で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、19年10月1日に5人が同資格を取得した後は、21年4月5日に38人が同資格を取得するまで、同資格を取得した者はいないことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立期間②については、申立人がD社と一緒に勤務していたと記憶する同僚も、ほぼ同じ期間同社における厚生年金保険被保険者記録が無く（同僚の資格喪失日は、申立人の資格喪失日から5日後の昭和22年5月30日）、申立期間③については、当該同僚と元同僚の一人も、当該期間についてE社における厚生年金保険被保険者記録が無いことが確認できる。

加えて、申立期間当時の事業主及び事務担当者は既に死亡しているため、申立人の当時の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 4 月 30 日から 22 年 2 月 13 日まで
② 昭和 22 年 2 月 13 日から同年 9 月 20 日まで

申立期間①について、私はA社でB職として、主にAからB港へC船を引っ張り、船で寝起きして勤務していた。

また、申立期間②について、私はD社で作業をしていた。船員手帳にそれぞれの勤務記録があるので、年金記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が所持する小型船舶乗組員手帳及び船員手帳により、申立人は昭和 21 年 4 月 30 日に、B職としてA社と雇用契約が成立し、同年 9 月 21 日から 22 年 2 月 13 日までの間、同社が所有する汽船E丸にB職として乗船していたことは確認できる。

しかしながら、日本年金機構F事務センターにおいて、申立人が乗船していたA社の船舶名「E丸」に係る船員保険船舶台帳は確認できない上、同社に係る船員保険船舶台帳（船舶名「G丸」、「H丸」及び「I」）において、申立期間に船員保険被保険者記録を有する 17 人のうち、所在が確認できた二人に申立人の勤務実態及び船員保険の加入状況について照会したものの、回答を得られない。

また、上記、A社に係る船員保険船舶台帳「I」において、申立人が所持する船員手帳により確認できるE丸の船長は、申立期間①の一部期間と重複する昭和 21 年 4 月 9 日から同年 11 月 20 日までの船員保険被保険者記録が確認できるものの、当該台帳「I」において、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、A社の所在地を管轄する法務局に同社に係る商業登記簿謄本は無く、同社に係る船員保険船舶台帳の船舶所有者の所在地及び申立人が所持す

る小型船舶乗組員手帳の雇用契約証明欄の船舶所有者の所在地と同一本店所在地のJ社並びに同社の無限責任社員に、申立人の船員保険の加入状況について照会したものの、回答を得られない。

加えて、申立人は、「A社はK市に支社があった。」と主張しているところ、日本年金機構L事務センターにおいて、申立期間①当時、A社が所有する船舶が、船員保険の適用船舶であったことは確認できない上、申立期間①後の昭和22年10月1日に適用船舶となっている船舶名「L丸」及び「M丸」の船員保険被保険者名簿の中にも申立人の氏名は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人が所持する船員手帳により、申立人は昭和22年2月13日から同年9月20日までD社が所有する機帆船N丸にB職として乗船していたことは確認できる。

しかしながら、D社に係る船舶所有者名簿によると、当該事業所が船員保険の適用事業所となったのは申立期間②より後の昭和23年6月1日であることが確認できる上、オンライン記録及び当該名簿によると、申立人が所持する船員手帳により確認できるN丸の船長は、当該事業所において、同年6月1日に被保険者資格を取得しており、それ以前の船員保険被保険者記録は確認できない。

また、D社に係る船員保険被保険者名簿において、同事業所が船員保険の適用事業所となった昭和23年6月1日に資格取得している15人及びその後の24年7月15日までに資格取得した5人の合計20人のうち、所在が確認できた一人に申立人の勤務実態及び船員保険の加入状況を照会し、回答があったものの、申立人が申立期間②において船員保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない。

さらに、閉鎖登記簿謄本において、D社が法人化されたO社は、昭和61年1月*日に地方裁判所の特別清算終結の決定が確定していることが確認できる上、所在が確認できた当時の清算人二人に申立人の勤務実態及び船員保険の加入状況について照会し、その二人から回答があったものの、当該二人は「会社の清算に伴い当時の資料はすべて廃棄している。申立期間当時は船員保険の適用事業所となる届出を行っていなかったと思われる。」と回答している。

加えて、オンライン記録において、申立期間②の一部期間と重複する昭和22年5月28日から32年2月21日までの間、申立人はP社Q事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できるところ、同社によると、「当時の記録が残存しないため、申立人の在籍及びD社との関係について、いずれも不明である。」と回答している。

3 なお、R事業所によると、船員保険への加入がなければ雇い入れできないとされたのは平成17年1月4日からであり、申立期間①及び②当時、雇い入れ手続き上、船員保険の加入が必須条件とはなっていなかったとしている。

このほか、申立人の申立期間①及び②における船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者としてすべての申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月20日から25年2月1日まで

私は昭和22年3月に学校を卒業してA社に入社し、37年に結婚のため退職した。この間、同社は経営者や社名が変わったが、私は途中で退職も休職もしていない。厚生年金保険料は給料から控除されていた。年金記録に欠落があるのは承服できない。調査の上、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間についてA社に継続して勤務していた。」と主張している。

しかしながら、申立期間にA社において厚生年金保険の被保険者記録を有し、所在が確認できた元従業員5人に申立人の勤務実態について照会したところ、全員が、申立人は当時の代表者の娘であることを記憶しているものの、申立人の勤務実態及び厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる証言や証拠は得られない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、被保険者番号1番から120番までの間で、申立人を含め12人が、理由は不明であるものの、短期間のうちに被保険者資格の喪失及び再取得を行っていることが確認できる上、12人のうち11人の再取得は昭和24年11月1日から25年11月21日の間に集中しており、申立人の再取得もこの期間中であることが確認できる。申立期間に同社において被保険者記録の一部が確認できる元従業員の一人は、「同社は経営が苦しい時期があり、給料の遅配もよくあった。これが一因となって私は同社を辞めた。申立人の記録の欠落と関係があるかもしれない。」と証言している。

さらに、A社には、申立人の父親である代表者のほかに、親族4人も在籍し

ていたが、いずれも既に死亡しており、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1956

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月15日から25年3月22日まで
昭和24年3月15日から25年3月22日までの期間及び26年9月1日から30年9月1日までの期間の全部が脱退手当金として支給されていることになっているが、24年3月15日から25年3月22日までの期間に係る脱退手当金は受給した記憶が無い。もう一度調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身で社会保険事務所（当時）にて脱退手当金の請求手続をして受給したと供述していることから、請求手続したことは明らかである。

また、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人に支給された脱退手当金は、申立期間（12 か月）とそれ以降の期間（48 か月）を合算した60 か月を基礎として計算されている上、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和31年3月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、申立人が申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1957

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 5 月 1 日から 40 年 8 月 21 日まで
② 昭和 40 年 11 月 18 日から 42 年 9 月 27 日まで
脱退手当金をもらったことになっているが、脱退手当金を受給した記憶が全く無い。A社を退職するとき、給料以外は何ももらっていない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和43年3月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1958 (事案 795 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 24 日から 35 年 1 月 19 日まで
② 昭和 35 年 1 月 20 日から 44 年 1 月 1 日まで

私は、厚生年金の裁定請求時に、社会保険事務所(当時)で、A社やB社に勤めていた時の厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給されているので、この期間は年金の受給額には反映されないと説明を受けた。

しかし、私は脱退手当金の支給を受けた覚えは無いので、社会保険庁(当時)の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) B社を退職した際に厚生年金保険被保険者資格を喪失した元従業員に係る脱退手当金の支給状況及び元従業員の証言から、当時、事業主による代理請求が行われていた可能性が考えられること、ii) 申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されていること、iii) 申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後の昭和44年3月19日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはいかがえないこと等を理由として、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成21年7月27日付けで通知が行われている。

申立人は今回、新たに申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を喪失した妹が脱退手当金を受給していないことを再申立の理由として申し立てているが、申立人の妹は、当時申立人が勤務していた事業所とは異なる事業所に勤務していたことを踏まえると、申立人の当該申立ては、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないとは認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1959

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 1 月 1 日から 35 年 6 月 30 日まで
② 昭和 35 年 7 月 1 日から 36 年 5 月 1 日まで

20 歳のころにA社を紹介してもらって入社し、4年ほど勤務して退社した。続いて、B社の給料がいいということを聞いて同社に入社し、1年あまり勤務した。しかし、この2社に勤務した期間の年金記録が無い。調査の上、年金記録の訂正を願う。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の詳細な供述及び元従業員の証言等から、勤務した期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間前後に厚生年金保険の被保険者記録を有し、所在が確認できた元従業員7人に、申立人の勤務実態について照会を行い、6人から回答を得たものの、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる証言や証拠は得られない。

また、上記回答のあった者のうち、現在の事業主でもある一人は、「申立人が正社員であった記憶は無く、当時、日雇い労働者もいたが、その中にもいたか覚えが無い。」と回答している。

2 申立期間②について、申立人の詳細な供述及び元従業員の証言等から、勤務した期間は特定できないものの、申立人はB社C支店が使用していたDで、同社に係る業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、B社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録を有し、所在が確認できた元従業員15人に、申立人の勤務実態についての照会を行い、8人から回

答を得たものの、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる証言や証拠は得られない上、そのうち二人は、「申立人が主張している業務は、E港において行われていた。しかし、B社は、F職一人が当該業務に従事していただけで、荷物の積み下ろしは、G社から人を出してもらっていた。」と回答していることから、申立人は、G社からの業務に従事していたことがうかがえる。

- 3 また、申立期間①及び②について、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の名前は無く、申立期間において、整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1960

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 1 日から 33 年 5 月 24 日まで

私は、昭和 26 年 4 月から 33 年 5 月までの間、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、私の年金記録によると、その間の厚生年金保険の被保険者期間に係る脱退手当金を 33 年 7 月 30 日に受給したとされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金については支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 33 年 7 月 30 日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳にも脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社において、昭和 26 年から 29 年までの間に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、申立人が同社を退職した時期と同時期の 32 年から 34 年までの間に厚生年金保険被保険者資格を喪失した女性の従業員のうち、脱退手当金の受給資格を有していた者は申立人を含み 52 人いるが、申立人を含む 48 人について同社退職後に脱退手当金が支給された記録となっており、48 人全員が厚生年金保険被保険者資格喪失日から 4 か月以内に脱退手当金の支給決定が行われていることが確認できることから、事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1961

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から27年11月30日まで

私は、中学校卒業後の昭和25年4月1日から27年11月30日までの間、A社(後に、B社)においてC職として継続して勤務していたと記憶しているにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録がすべて無いとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間について、A社において継続して勤務していた。」と主張しているところ、申立人が記憶する元同僚の証言により、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、昭和32年11月25日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、オンライン記録によると、B社は、昭和26年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、25年4月1日から26年11月30日までは適用事業所となる前の期間である。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の新規適用事業所となった昭和26年12月1日に被保険者資格を取得している元従業員20人のうち連絡先の判明した14人に、申立人の勤務実態の聞き取り調査を行ったところ、10人から回答があり、そのうちの一人は、「申立人は、自分より後の昭和27年ごろに入社し、数か月間の勤務であったと思う。」と証言している上、残る9人からも申立人を記憶する証言は得られたものの、勤務期間を特定する証言は得られず、申立人が申立期間に同社に在籍し

ていたことについて具体的な証言を得ることができない。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和26年12月1日から29年7月1日までの間に被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無く、当該名簿に不自然な点は見当たらない。このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。